

令和 元年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 元年 6月 7日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 元年 6月 12日 (水) 10時 00分
散 会	令和 元年 6月 12日 (水) 11時 51分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1番 寺 原 裕 明</p> <p>2番 柳 雅 明 3番 持 山 英 幸</p> <p>4番 石 橋 里 美 5番 木 村 和 彦</p> <p>6番 深 野 良 二 7番 田 口 讓 司</p> <p>8番 山 本 一 洋 9番 奥 村 忠 義</p> <p>10番 山 本 久 矢 11番 木 村 博 文</p> <p>12番 河 内 直 子 13番 横 山 善 美</p>
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸</p> <p>企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美</p> <p>税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</p> <p>健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一</p> <p>建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣</p> <p>農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛</p> <p>福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ども 課 長 一 木 眞 澄</p> <p>教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 議会事務局議会係長</p> <p>仲 村 浩 之 中 原 玲 子</p>

議 事 録

令和元年第2回定例会

[一般質問]

令和元年6月12日（水）

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 一般質問を、昨日に引き続き行います。</p> <p>質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。</p> <p>1番 寺原裕明議員</p>
寺原議員	<p>おはようございます。</p> <p>質問に入ります前に、先月末に川崎市で起きましたスクールバスを待っている児童の襲撃事件で亡くなられた方たち並びにご遺族に対しまして、深く哀悼の意を表します。同時に、ケガをされた方たちの心のケアを含めて、1日も早い回復を願うものです。</p> <p>また、5月初めには滋賀県大津市において、保育園児の列に車が突っ込み、園児2人の命が奪われております。</p> <p>このように、個々のケースの違いはあれ、児童生徒の安全・安心が危険な状況にさらされているということ、それから、この筑前町でもこのような事件、事故が起きる可能性があるということ、私たちは改めて認識しなければならないと思います。</p> <p>特に川崎市の事件につきましては、中高年者の引きこもりの問題があり、そこに繋がる可能性のある不登校の児童生徒への対応が、今どうであるかということも問われていると思います。</p> <p>また、高齢者の親が中高年の大人を養うという、いわゆる8050問題等、暮らしぶらい人たちに対してのセーフティネットをどう作っていくかということも、やはり国レベルでの取り組みがなされなくてはならないというふうに思っております。</p> <p>私もこれらの問題について勉強をし、今後の一般質問で取り上げると、町として何ができるかということについても、提起をしてみたいと考えているところです。</p> <p>それでは、通告に従いまして、質問をいたします。</p> <p>まずは、学校教育について、中でも今回出されております教職員働き方改革指針について、お尋ねをいたします。</p> <p>3月議会におきまして、教員の多忙化の問題について質問をしました折、教育長から、県の指針を受けて、筑前町でも働き方改革指針を出しますとの回答をいただいております。</p> <p>そして、そのお言葉どおり、3月25日付で筑前町教職員働き方改革指針が出されました。</p> <p>続いて、4月15日付で、筑前町の小中学校保護者宛に、筑前町教職員働き方改革指針に基づく町内小中学校の取り組みについて、が出されております。</p> <p>県内すべての市町村について調べたわけではありませんが、少なくとも近隣の市町村ではいち早くこの問題に対処していただいております。やはり町内の教職員の超過勤務状況をなんとかしなくてはならない、多忙化解消に努めなくてはならないという、町教育委員会の意識の表れであり、感謝申し上げる次第です。</p> <p>さて、今回町が出された指針は、県の指針に基づいたものであるわけですが、その内容について、県と本町について、これは内容的に同じであると捉えてよいか、お尋ねをします。</p> <p>もし相違があれば、そのことについてもお答え願います。</p>
議 長	教育課長

教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町働き方改革指針は、福岡県教育委員会が示す教職員の働き方改革取り組み指針を踏まえ、筑前町教育委員会が実施する教職員の働き方改革に向けた具体的な取り組みについて、示したものでございます。</p> <p>筑前町働き方改革指針で示す趣旨、目的、及び具体的な取り組みにおける観点についても、福岡県教育委員会が示すものと同様でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>分かりました。</p> <p>では、その指針によりますと部活動休養日ですね、中学校ですけれども、週当たり2日以上設けると。その際に、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上とされておりまして。</p> <p>そこで、本町の夜須中学校、三輪中学校がありますけれども、この2つの中学校における部活動は、この指針に則って行われているということでしょうか、きちんと行われているかどうか、というような現状把握をですね、どのようになされているか、お尋ねします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>各小中学校においては、毎年その年度の学校経営方針を策定し、学校経営要綱に掲げております。両中学校においても、学校経営要綱内に部活動推進計画が示されており、部活動休養日についても、三輪中学校が平日の毎週木曜日と土日の少なくとも1日、夜須中学校が平日の毎週水曜日と土曜日の1日と明記されております。</p> <p>また、現状把握については、1学期と2学期に、教育委員会が実施する学校訪問において、部活動の運営状況を聞き取るなどして、把握には努めております。以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>状況把握をなさるということは分かりました。</p> <p>当然試合になればですね、生徒たちも勝ちたいと思うでしょうし、指導者もやっぱり勝たせてやりたいと思うのが、やっぱり人情であります。</p> <p>筑前町の中学校では休養日の日数が守られているけれども、県内他地区では守られないというふうなことが起きないのでしょうか。その辺をお尋ねします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えします。</p> <p>部活動休養日の取り組みについては、スポーツ庁から平成30年3月に示された、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインに則り、筑前町中学校に係る運動部活動の方針を作成いたしました。</p> <p>北筑後管内を確認しましたところ、1つの市を除き、他の市町村においても、国が示すガイドラインに則って策定がされており、ほぼ同様に取り組みがなされていると思われまして。以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>他地区でもですね、そのように指針に基づいたものでやられるということをお聞きまして、ちょっと安心をいたしました。</p> <p>今回県の指針が出されたわけですけども、こういう県の指針というものはですね、教育委員会に対する拘束力はどれぐらいあるのかということをお尋ねをしたいと思います。</p> <p>それから、指針を町で出したことを県に報告をあげるとかですね、そういうやり取りがあるのかどうか、お尋ねをします。</p>

議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>県の報告義務につきましては定め等はございませんが、県からは策定状況等の調査が行われ、筑前町としましては、策定済みとして回答をしております。</p> <p>また、県の指導につきましては、福岡県教育委員会が示す教職員の働き方改革取り組み指針の中において、県教育委員会の責務として、市町村教育委員会に対し教職員の働き方改革の推進を働きかけ、かつ支援することとし、教育委員会の責務としては県の指針を踏まえ、管内の教職員の働き方改革に取り組みを行うようと、明示がされているという状況でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今の回答でですね、やっぱり一定の、守られているかということについて、実施についての一定の取り組みもなされているということを知りまして、安心をしました。</p> <p>県内すべての地区の中学校が、この休養日の決まりを遵守してですね、公平な条件のもとで練習したり試合に臨んだりしてほしいと願っております。</p> <p>次に、部活動の指導ですね、中学校におきましては、やはり時間外勤務の大きなものが部活動の指導ということになると思います。</p> <p>それで、部活動の指導や引率を行う部活動指導員を配置するということですが、現在、夜須中学校、三輪中学校における指導員も、もう配置をされているというふうにも聞きました。</p> <p>今現在の配置状況がどうであるのか、そして課題があればですね、課題についてもお答え願いたいと思います。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>平成29年度より制度化されました部活動指導員につきましては、本町においても2名の配置をいたしました。</p> <p>現状といたしましては、三輪中学校においては女子テニス部、夜須中学校においては陸上部へそれぞれ1名ずつ配置いたしております。</p> <p>部活動指導員を配置することで、教員の部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒と向き合う時間の確保ができること、また、専門的指導により技術の向上を図れること等が考えられます。</p> <p>課題につきましては、今年度より始まったばかりですので、現在3点ほどが考えられます。</p> <p>1点目は、1名しか配置できないという状況ですので、教職員の働き方改革や部活動の質的向上へすぐに還元することが難しいということ。</p> <p>2点目は、部活動指導員はこれまで外部指導員と違い、生徒の指導や引率、顧問なしで行うことができます。これまで以上に責任が重くなり、部活動指導員を探すことも容易ではないと考えられます。</p> <p>3点目は、指導方針や生徒に関する認識の不足等が懸念されることです。</p> <p>今年度からの取り組みであるため、中学校そして学校の顧問それぞれに連携をし、1年かけて検証していきたいと考えております。以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>現状と、それから課題についてお話がありました。</p> <p>中学生の現状を見ますと、生徒同士の結びつきというのは、やっぱり小学校と違ってですね、同じクラスの友達よりも同じ部活の子たちとの繋がりが強いように思います。</p> <p>また、指導されている先生方も、単に生徒の技術を向上させたり、あるいは試合に</p>

	<p>勝たせたりというだけでなく、部活動を人間形成の場として熱心に指導されている姿を見ます。</p> <p>今後の方向性としては、部活動指導員が増員されていくということが予測されますけれども、情熱を持って部活動に取り組んでおられる先生たちと入ってこられた指導員がですね、うまく連携をしてですね、子どもたちの指導に当たっていただくような、そういうご指導、ご配慮をですね、ぜひ教育委員会にお願いしたいと思っております。</p> <p>最後の項目ですけれども、町内各学校の教職員の超過勤務を減らし、子どもたちに向き合う時間の確保をするために、町独自の具体的方策がありますでしょうか、お尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>福岡県が示す指針の観点の1つに、教職員の意識改革があります。これは、教職員自らがタイムマネジメントの意識を持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方への改革を目指すものです。</p> <p>具体的には、勤務時間の適正な把握、2つ目に定時退校日の拡大、3つ目に学校閉庁時刻の設定、4つ目に学校閉庁日の設定、5つ目に管理職の意識改革、6つ目に保護者、地域住民の理解、啓発になります。</p> <p>本町における取り組みについては、昨年度からの取り組みですが、4つ目の学校閉庁日の設定については、全小中学校において、8月13日から15日までの3日間を設定いたしました。</p> <p>5つ目の管理職の意識改革については、昨年度福岡県の指針が出された折から、校長会での啓発を行っております。</p> <p>本年度からの取り組みについては、それ以外の項目について本年度から取り組みを始めております。</p> <p>1つ目の時間外の適正な把握については、校務支援システムを活用し、6月から教職員自らが勤退処理、タイムカード管理ですね、を行うことで、出勤時間、退勤時間、勤務時間を意識できるようにしているところです。</p> <p>2つ目の定時退校日の拡大については、月2回の実施を、本年度から週1回としております。</p> <p>3つ目の学校閉庁時刻の設定については、原則18時、上限を20時と設定いたしました。</p> <p>6つ目の保護者、地域住民の理解、啓発については、校長会と協議を重ね、町教育委員会が保護者宛の通知文を作成し、学校を通じて配布しております。</p> <p>また、各学校では、4月のPTA総会、学校運営協議会等において、保護者、地域住民への周知を図っているところです。</p> <p>学校からは、学校閉庁時刻の設定について、保護者からの大きな混乱は見られなかったこと、放課後の電話が非常に少なくなったこと、等の情報が寄せられていることを申し添えます。</p> <p>これらのほかにも業務改善の推進として、校務支援システムの活用、学校長集金の口座振替への移行、部活動の負担軽減として、部活動休養日の実施、部活動指導員の配置、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用として、作業療法士の教育委員会の配置等を行うようにしております。以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今のお答えの中に、作業療法士のことが出てきました。</p> <p>ちょっと私あまりその辺よく分からないので、少し具体的なですね、どういう業務を行うかということをお教えてください。</p>

議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>各小中学校において、特別に支援を要する児童生徒、特別支援に関しましては、年々対象となるお子様が増えてきているような状況でございます。</p> <p>学校としましても、それに関わる教職員の専門的知識、対応方法等を学ぶ必要があり、そのために療育の分野の専門である作業療法士を教育課のほうに配置することで、週に1回はローテーションを組み、各学校に出向きまして、特別支援の関係で気になるお子さん等の関わり、指導の仕方等を教職員また保護者のほうにアドバイスをし、先生方の負担を軽減するということで配置しておるものです。以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今、ご説明いただきました作業療法士の方が入られることで、現場の職員も少し安心してですね、子どもに関わることができると思います。</p> <p>もう20年以上前になりますけども、そのときのPTA役員の方がですね、役員さんですから、教職員の忙しさがある程度知っておられたんですけども、こんなふうに言われたんですね。</p> <p>「親が2人とも教員で核家族であったら、子どもは誰が育てるとな」と言われました。学校現場は当時からも、その言葉どおりの忙しさであったんです。</p> <p>なぜこういう状況になってきたかということについては、なかなか簡単にまとめることはできません。社会情勢の変化もあります。いろんな問題がありますけども、ただ私はですね、1つ確実に言えることがあると思っています。</p> <p>それは、スクラップアンドビルドという言葉があります。何かをやめて、何かを始めるということです。</p> <p>一般企業や行政では、今までしてきた何かをやめて、新しい事業を始めるというのが原則であろうと思います。予算枠がありますし、仕事をこなすマンパワーの限界もありますので、当然のことです。</p> <p>ところが学校というところは、子どものためということが何より優先されるがために、基本ビルドアンドビルドなんです。つまり前からやっていることをそのまま続け、新たな教育活動を始めるということを、国でありますとか県からもさせられてきましたし、また先生たちもですね、それを認めてきたという実態があります。</p> <p>今回、教育委員会から教職員働き方改革指針が出されたことで、働き過ぎを規制する一定の外枠はできたと思います。これまではそのような枠すらなかったことを思うと、一定の前進であると思います。</p> <p>ただし、このような枠組みができれば、多忙化が解消されるという単純な問題ではありません。</p> <p>具体的な例を挙げます。午後6時までに学校を出るという定時退校日が月2回から週1回になること、定時退校日以外の日は午後8時までには学校を出るというようになりました。</p> <p>しかし、仕事が残っていれば家に持ち帰ってでもやらなければなりません。結果的には、学校に遅くまで残ってやるか、あるいは早く帰って家でやるかの違いにしかならないということです。絶対的仕事量が減らない限り、本当の意味での働き方改革にはなりません。</p> <p>先ほど述べました、学校がビルドアンドビルド状態になっている典型の1つが、先生たちの研修が多いことです。</p> <p>元々各学校ではそれぞれに校内研修がっております。先生たちは年に1回学習指導案を作って公開授業をし、他の先生たちから批評を受けるわけです。保護者に対し</p>

	<p>て、人権・同和教育の授業公開もしています。</p> <p>朝倉郡、今はもう筑前町と東峰村だけですけれども、では、合同の研修会が、これは2つの組織でありますので、2つ研修があつているということです。</p> <p>筑前町では、人権・同和教育研修が以前からあつていましたけれども、これに加えて町独自の研修が、これも2つ増えております。この他に、県主催の研修、北筑後教育事務所での研修もあります。</p> <p>研修そのものを否定するものではありませんし、一つ一つを取ればどれも大切な研修ということで、増え続けてきたのだと思いますけれども、やはり限度というものがあります。</p> <p>これらの研修をこなしていかなければならない、そして、日々の教育活動、これが一番大事なんですけれども、毎日毎日子どもと一緒に勉強していくということをしななければならない学校現場の忙しさは本当に大変なものであります。</p> <p>そこで教育長にお尋ねします。</p> <p>この、今申しましたような研修が非常に多いんですけれども、これについてどのように思われますでしょうか。</p>
議 長	入江教育長
教 育 長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほどからですね、寺原議員がおっしゃいますようにですね、学校を取り巻く様々なですね、今、課題が増えてきているというふうに思われます。</p> <p>学力向上はもとよりですね、先ほどから話に出ておりますように、いじめ、不登校、それから学校の安全対策、それから特別支援等ですね、教育の充実などですね、それを的確に対応していくための、教職員の資質向上が必要ということで求められております。</p> <p>そしてまたですね、今の学習指導要領の改定に伴いまして、道徳の教科化、それから小学校では英語、外国語活動ですね、これが入ってきましたし、また、プログラミング教育の導入、それから、ICTを使ったですね、そういった新しい教育方法等を進めていかなければなりません。</p> <p>これらに対応していくためにですね、研修は非常に重要となっております。</p> <p>こういったこともありまして教職員の多忙化、非常に多忙を極めているということは認識をしているところでございます。</p> <p>子どもと向き合う時間が以前よりですね、少なくなっているというふうに、先生方からもですね、話はよく聞くところでございます。</p> <p>そういったことから文科省がですね、教職員の調査をして全国的に長時間労働であるということから、今回のようなですね、働き方改革の方針が出てくることに繋がっていると思っております。</p> <p>今後ですね、やはり学校がやるべきこととか、教師の業務だけれども、負担軽減が可能な業務、あるいは基本的に学校以外が担うべき、担ってもいいんじゃないかというような業務、それから、学校業務だが必ずしもですね、教師が担う必要がないような業務、そういった仕分けをしてですね、きちんとそれを整理していくことが重要なことというふうに思います。</p> <p>常々ですけれども、私は子どもたちですね、知・徳・体のバランスの良い成長を教員が指導していくためには、教員自身がやっぱり健康でなくてはいけないというふうに、いつもそのことを言っております。</p> <p>そのためにもですね、適正な勤務に少しでもですね、持って行かなくてはならないということで努力をしているところでございます。</p> <p>市町村の教育長会を通して、国、県への要求活動、これは人的配置とかですね、研修の改善、そういったことでも常々要求をしてきたところです。</p>

	<p>今年度から県においては、研修会の、例えば初任者の研修をですね、今まで1年間でやってたことを3年間でやるということですね、最初の1年間の負担を軽減するというので、そういった取り組みも今年から変更になっております。</p> <p>また、筑前町から県とか教育事務所とか教育センターとかに行っている研修についてもですね、日数が今までよりも若干少なくなったというかですね、そういう改善も、そういうことから今行われております。</p> <p>こういったことを総合的に勘案してですね、町の研修も、必要な分は当然必要ですので、その辺りを十分検証してですね、調整できるものはしていきたいということで検討をしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>寺原議員</p>
<p>寺原議員</p>	<p>例えば、今、教育長の話がありましたけども、今日どうしてもやらなければならない仕事、それから、例えばですね、丸付けとかあるんですね。これは、誰がやってもいい、答えがあつてですね、見ながら丸付けをやるというふうなこともありますけど、やっぱさせきらんのですよ。どこで子どもが躓いているかが分からんと、やっぱり。だから、ほんと大変でも、やっぱり自分で付けたいというふうな先生たちの思いがあつて、教育が成り立つとるといふかですね、そういうこともありますので。</p> <p>ただ、教育長から、いくつものところからですね、業務の削減と言いますか、多忙化解消についてのお話をいただきましたので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>私は、教育の目的というのは、人間としての生きる力を育てること、それから、自分自身はもちろんのこと、家族や周りの人たちを大切に思い、行動できる人間を育てることであると思っております。</p> <p>学力も大事ですけども、私は、学力はそのための手段の1つであるというふうに考えます。</p> <p>今、行われている様々な研修や教育活動が、そういう人間を育てるものになっているのかということについても、ぜひ、町教委としてですね、検証をしていただければというふうに思っているところです。</p> <p>前の大雄教育長のときに始められた町教育施策説明会、それから、町学力向上委員会は平成29年度に取りやめられたということです。</p> <p>これはもう教職員の負担の大きさから考えて、私は英断であつたというふうに思っています。一度始めた事業をやめるといふのはなかなか難しいものです。</p> <p>ただ、この例のように、何かの事業を始めるときと同じ覚悟を持って、事業削減に取り組むことなしに多忙化解消は実現しないと考えております。</p> <p>最後になりますけども、多忙化解消の根本は、教育長もおっしゃった30人学級の実現ですね。それから、これは1クラスの児童生徒の人数を今より減らすこと、それから、教職員定数の改善、先生の人数を必要に応じて増やしていくことだと考えます。</p> <p>これまで本町においても、この実現に向けて取り組まれてきておりますけれども、今後とも引き続き国に対して要求をあげていく、あるいは町教育委員会としての取り組みをしていただくことをお願ひしまして、学校教育についての質問を終えます。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>ここでは、政治に対する住民の意識向上を図る取り組みについて、お尋ねをいたします。</p> <p>最初の質問であります、三輪地区への期日前投票所の設置についてですけども。</p> <p>以前に比べて期日前に投票される住民が多くなってきている現在、期日前投票所が、今ある夜須地区の1カ所のみではなく、三輪地区にも設置するべきであろうと思ひ提起したところです。</p> <p>昨日の一般質問におきまして、持山議員が同様の質問をされました。</p>

	<p>これに対し、主に投票所に必要な人材の確保が難しいという理由で、新たな投票所の設置は厳しいという回答がなされたので、意見のみ述べたいと思います。</p> <p>昨日、山本一洋議員も申されたことですが、何かやる時にですね、やれないことからスタートするのではなくて、じゃあ何ならできるかと、でスタートすれば、何か道が見つかるのではないかと、私は常々思っています。</p> <p>現実問題として、三輪地区への期日前投票所の設置が難しいのは分かりました。</p> <p>しかし、本当にもう打つ手はないのかということ、私は探りたいと思っていますし、今後の一般質問で取り上げましたときは、前向きな回答をいただきたいと思っております。質問ではありませんので、回答は結構です。</p> <p>次の質問は、町議会のインターネット中継の実施についてであります。</p> <p>議員になってまだ間もない私に対しても、議会をインターネットで見れないのかという、何人もの住民の声がありました。</p> <p>また、先月発行されました議会だより「うぐいす」に、3月議会を傍聴された方の、次のような感想が掲載されております。</p> <p>「議員さんは町民の代表者として、町の活性化のため政策論議を活発に行われることを強く願います。町民が議会に関心を持つような対応と努力もお願いします。」と、まさに情報公開をしてほしいとのご意見であろうと思います。</p> <p>本件につきましては、平成28年から29年にかけて、議会のICT化導入ということで、議会活性化検討委員会を中心として、議員のアンケートを取ったり、他の自治体に視察に行ったりという具体的な検討がされております。</p> <p>しかしながら、現在においても実現はされておられません。</p> <p>私たちは新人、5人おりますけれども、この間の状況が分かりませんので、経緯についてご説明をお願いします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えします。</p> <p>議会事務局のほうから、先ほど言われた間の経緯について報告を受けておりますので、簡単に報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>28年3月7日に議員アンケート調査が実施されております。引き続き、3月23日に検討委員会が開催、4月8日に定例協議会が開催され、継続審議となっております。4月28日に議会活性化特別委員会が開催されまして、視察の検討がなされております。</p> <p>5月9日に議員3名、議会事務局職員1名で、近隣町へ議会中継等の視察研修が行われております。5月13日、議会活性化特別委員会開催されまして、そこで報告がなされている。7月27日に議会活性化特別委員会が開催されております。</p> <p>10月7日、議会活性化特別委員会が開催されまして、このときに議会議員の意思統一が必要ではないかという形で、委員会としては前向きに進めていくとの方針決定がなされ、同日の定例協議会へ提案はされているところでございます。</p> <p>同日開催されました定例協議会で、これは現在の設備の関係ですね、放送設備の設備更新も含め、議会中継、発信も含め、合わせて要求していこうという話になっておると。</p> <p>29年の3月2日に全員協議会が開催されまして、ライブ中継、中継録画システムの早期導入が必要であるという意見もありましたけれども、議員の意思統一を図るということで、その後は継続審議という形で聞いております。以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今、担当課長から経緯についてお話を伺いまして、やっぱりいろんな取り組みをですね、動きをされてきたということがよく分かりました。</p>

	<p>議会のインターネット中継について、近隣の自治体にちょっと調べてみたんですけども、その目的はですね、やはりどこも開かれた議会を目指すというものでした。</p> <p>今の時代個人情報の開示というのは非常に厳しくなりましたが、公的機関に関する情報というのは、最大限オープンにするということであろうと思います。</p> <p>私がインターネット中継の実施を訴える一番の狙いは、町政の情報公開をすることによって、町政をはじめとした政治に対する住民の意識の向上を図ることです。</p> <p>特に、本町の町政に関心を持っていただくことで、私たちと一緒に、積極的に町づくりに参加していただきたい、また、そういう輪を広げていきたいということでもあります。</p> <p>議員は何をしているか分からん、という声も聞きます。まさにそのとおりであろうと思います。インターネット中継をすることで、議員活動が見えるものとして分かりやすくお知らせすることができます。</p> <p>また、直接議会を傍聴することが難しい子育て世代と若い世代の利用が見込まれ、ひいては定住者の増加に繋がることも期待できるのではないかと考えております。</p> <p>同時に、これは外部に対してのことですけど、今度、私内部の人間ですね、私たち議員にとっても、議会の録画がいつでも、どこでも見れるということで、勉強することも容易にできます。</p> <p>他市町村と、今は他の市町村を見せてもらうだけになっていますので、それができればですね、本町にできれば、他市町村と肩を並べて、情報交換を相互にすることも可能になるということで、1日でも早い議会のインターネット中継の実施を望むものです。</p> <p>町長の前向きな見解をお願いしたいと思います。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>私も情報公開は積極賛成でございます。</p> <p>ぜひぜひ、ただ、議会の場はですね、やはり議会の意見を尊重すべきだと、いうことは前提だと私は考えております。</p> <p>どうぞ継続審議という形でございますので、審議を深めていただきまして、ぜひ執行権、財政権は町長が持っておりますので、そういった議論をさせていただきたいと。</p> <p>かなりの経費がかかるような話も聞いております。何かをスクラップしないと、また、できない話かもしれません。</p> <p>ただ、それ以上に情報提供というのは極めて今の時代必要だと、そういった認識でございますので、ぜひ、議論を深めていきたいと、そのように考えます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>ただ今町長から、やはり非常に重要なものであるもので、前向きに検討していきたいというふうな回答をいただきました。</p> <p>もちろん今までの経過の中で、議会活性化検討委員会でも十分取り組みをなされてきていましたし、今後ですね、議会の中でもしっかり論議を重ねてですね、また、前に進むようなことで、私たちも取り組んでまいりたいと考えております。そのときは、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>それでは、これをもちまして、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	これで、1番 寺原裕明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>10時50分より再開いたします。</p>

	(10:39)
再開 議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:50)
議長	先ほどの寺原議員の一般質問の件で、教育課長から発言の申し出があつていただきますので、これを許可します。 教育課長
教育課長	先ほどの寺原議員の質問に対する答弁に誤りがございましたので、訂正させていただきます。 部活動休養日の関係で、夜須中学校の休養日を土曜日の1日と申し上げましたが、土日のいずれか1日の誤りでございました。訂正をよろしく願いいたします。
議長	それでは、12番 河内直子議員。 河内議員
河内議員	通告に従い、暮らしを守るという観点から、5点について、順次質問をいたします。 まず、はじめに、国民健康保険税の引き下げについて、お尋ねをします。 高すぎる国民健康保険税が住民の暮らしを圧迫し、多くの滞納世帯を生み出して、保険証の取り上げや差し押さえなど、悲惨な事態を引き起こしていることはご承知のとおりです。 東京都特別区に住む、給与年収400万円の4人世帯、30歳代の夫婦と子ども2人が国保に加入した場合、国保料は年間で42万6,000円ですが、同じ年収、家族構成の世帯が協会健保加入だと、保険料は労使で折半され、本人負担分は年19万8,000円になります。同じ収入、世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、最大2倍以上の負担を強いられるなど、まさに異常事態と言えます。 こうした格差をなくすのは、社会の公平・公正という面からも当然のことと言えるのではないのでしょうか。 しかも国保は、年金生活者、失業者、健保非適用の事業所に勤める労働者、零細経営の自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険です。 政府、厚生労働省も、全国知事会、全国市長会などの地方団体も、医師会などの医療関係者も、国保を、国民皆保険を下支えする最後のセーフティーネットと位置付けています。 ところが、その保険料・税は、協会健保や大企業の労働者が加入する組合健保よりはるかに高いのです。加入者の所得は低いのに、保険料が一番高い、この矛盾が深刻化する中で、高すぎる保険料、保険税が低所得者を苦しめ、生活に困窮する人が医療を受ける権利を奪われるという事態が起きています。 これは、国民皆保険を土台から取り崩す大問題と言えるのではないのでしょうか。 世帯員の数に応じて課される均等割、各世帯に定額で課される平等割は、国保料・税を逆進的な負担にしている元凶と言えます。 いわゆる応益割には、低所得者向けの法定減免の仕組みがありますが、例えば、現役世代の単身世帯ですと、所得が83万円を超えたら、何の減額も受けられないなど、対象は限定されています。 世帯員、特に子どもの数が多いほど、国保料、国保税が引き上がる均等割には、まるで人頭税だ、子育て支援に逆行するという批判が噴出しています。 地方団体も子どもに係る均等割措置の導入を求めています。均等割は0歳児にもかかります。また、加入者の医療費を賄うための医療分、基本分だけでなく、高齢者医療を支えるために拠出する支援分にも均等割があります。0歳児にも高齢者医療を支えるための負担を求める、まさに不合理きわまる仕組みと言えるのではないでしょう

	<p>か。</p> <p>被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。</p> <p>そもそも人間の頭数に応じて課税する人頭税は、大和朝廷が課した庸、調や薩摩藩支配下の琉球王国で実施された頭懸など、もっとも原始的で野蛮な税制です。その課税方式が21世紀の公的医療制度に残っていること自体、時代錯誤と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>厚生労働省、国民健康保険実態調査2016年度版によれば、現在、全国の国保で算定されている均等割と平等割の総額は1兆4,000億円ですが、その内4,000億円は法定減免によって公費で補填されています。さらに自治体の条例減免や賦課限度額の超過分として徴収されない数百億円を含めると、均等割、平等割として集められている保険料、保険税の総額は、医療分プラス高齢者支援分を合わせて、およそ1兆円と計算できます。</p> <p>全国知事会も求めているように、公費を1兆円投入すれば、均等割と平等割をなくすことができるのです。そうなれば国保料、国保税は大幅に下がり、多くの自治体で協会けんぽ並みの水準となっていくのではないのでしょうか。</p> <p>町単独では難しいとは思いますが、地方6団体と一緒に国にもっと強く働きかけ、1兆円の公費投入で、均等割、平等割を廃止することができるよう力をつくしていただきたいと思います。町長の見解をお尋ねいたします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>まさにですね、私どもも町村会といたしましても、1自治体の力ではなかなか及ばないところでもございます。6団体の1つであります全国町村長会を通じてですね、積極的な要望活動をしているところでもございますし、今後も継続してまいります。</p> <p>と同時に、小さな自治体でやれること、法定外繰入金等々もですね、今まで活用してまいりました。しかしこれ以上、それぞれの自治体の財政上、厳しい状況の中で、精一杯の努力をして現状に対応しているというところでもございます。</p> <p>1つは、今後予定されております消費税導入でございます。この導入に合わせまして、ぜひとも国保関係の補助金を増額していただきたいと思います、強く要望しているところでもございます。以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反するということを申し述べ、次に、子どもの均等割の軽減策について、お尋ねをいたします。</p> <p>今年度から子どもの均等割の独自軽減や多子世帯の国保料、国保税の減免など、新しい形の国保料、国保税軽減策を導入する動きが各地で起こっています。</p> <p>特に、所得制限なしで国保に加入するすべての子どもの均等割を、一律3割減額した仙台市の取り組みは全国から注目されています。</p> <p>これらの独自軽減は、国保法第77条、国保税の場合は、地方自治法717条の規定を活用したものです。</p> <p>国保法第77条は、被保険者に、被災、病気、事業の休業など、特別な事情がある場合、市町村の判断で減免できることを規定しています。この特別な事情については、政省令の定めもなく、自治体首長に裁量が委ねられています。</p> <p>各地で始まった子どもの均等割の軽減策は、この規定を活用し、子どもがいることを特別な事情と認定することで、住民負担の軽減を行うというものです。</p> <p>国保法第77条に基づく減免措置への公費繰入れは、政府、厚生労働省の区分では、</p>

	<p>国保運営方針に基づき、計画的に削減、解消すべき赤字には含まれません。ですから、政府の立場から言っても、続けてよい繰入れということになります。</p> <p>この規定を活用し、筑前町でも子どもの均等割の軽減に取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員がおっしゃっていますように、国民健康保険上では制度設計上、所得といった被保険者の能力に応じた負担だけでなく、子どもを含めたすべての被保険者の人数に応じて国保税を負担していただくようになっております。ですので、子どもの多い世帯につきましては、それだけ負担が増加することになります。</p> <p>一方、考えられることには、少子化の現状から、将来にわたって町が活力を維持・向上していけるよう、若い方たちが安心して子育てができる環境づくりも大切な1つの役目だと考えております。</p> <p>子どもの均等割の軽減、減免等を行った場合、その分の多額の財源が必要となります。町議がおっしゃっているように、その財源策を考える必要がまずございます。</p> <p>まず、その財源を埋めるためには、先ほどは法定外の繰入れのことも申し上げられましたけれども、国保加入者に費用負担を求めることが、まず考えなければならないと思っております。</p> <p>その他で、先ほど言われましたように、法定外繰入れということになるかどうかと思っております。</p> <p>税は公平であることが求められますので、軽減することについては、公平性という観点からも広く議論を行い、被保険者の理解も必要となることがございますので、慎重な検討も必要と考えております。</p> <p>子どもの均等割の軽減、減免等を行っている自治体、町議がおっしゃいますように、全国の中で行われているということは承知しております。財源の問題を含め、子育て支援策、医療保険制度全体の問題でもあり、まずは国が考えるべきものでもあるということも思います。</p> <p>このことから、現在も全国知事会ははじめ関係機関から、少子化対策、子育て支援の充実の観点や医療保険制度間の公平性の観点から、国保税の子どもに係る被保険者均等割の軽減措置を導入し、子どもの多い世帯の負担軽減を図る提言がなされております。</p> <p>子どもに係る軽減措置導入につきましては、少子化対策、子育て支援の充実、医療保険制度間の公平性の観点からも、国の責任と負担によって行うべきものであるというふうに考えております。</p> <p>このことから現時点では、本町独自で国保税に係る子どもの均等割の軽減策の考えというのは、非常に困難というふうに考えております。</p> <p>しかしながら、子育て支援の観点から、全国知事会の提言もございまして、国の動向を注視しまして調査研究を行うとともに、町長を通じまして要望活動は行いたいと考えております。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>政府、厚生労働省が、削減、解消すべき赤字としている法定外繰入れにしても、それを続けるかどうかは、自治体でご判断いただくというのが、公式な政府答弁です。</p> <p>現行の国保料、国保税が協会健保の保険料などに比べて高く、制度間の不公平を引き起こしていること、住民負担が限界に達していることは、政府も否定できません。</p> <p>現行のまま繰入れを解消し、高すぎる国保料、国保税をさらに引き上げることは、制度の矛盾をさらに広げるだけです。国と一緒に住民負担増を推進するのか、住民を</p>

	<p>守る防波堤となるのか、市町村が住民負担を抑制する努力を続け、新たな独自軽減に足を踏み出すかが問われているということを申し述べ、次に進みます。</p> <p>次に、篠隈新道防災緑地公園のフェンスについて、お尋ねをします。</p> <p>篠隈新道防災公園では、平日の夕方は、また土曜・日曜日には、家の近くに思いっきり遊ぶスペースの広場がない子どもたちが集い、様々な遊びに興じています。</p> <p>サッカー、キャッチボール、縄跳び、鬼ごっこ、かくれんぼ等々、時の経つのも忘れて遊んでいます。中には勢い余って、蹴ったサッカーボールがフェンスを乗り越え、道路に飛び出すこともあるようで、先日、見守りボランティアの方からも、サッカーボールが道路に急に飛び出しているのを何度も見かけている。通行中の車に当たったら事故になるのでは、事故になってからでは手遅れになってしまう。フェンスがあと1メートルほど高かったら、ボールもそう外には飛び出さない、フェンスをもう少し高くできないものかというご相談が寄せられました。</p> <p>現場も確認しましたが、確かにフェンスはそれほど高くはありませんでしたし、現場にあるお願いには、「ボール遊びは道路外に出さないよう注意しましょう。フェンスには危険、公園の外へボールが出ないように注意してください。」の看板が張られていました。これは、裏を返せば、ボールが外に飛び出す危険もあるということ、想定しているということになります。</p> <p>事故を未然に防ぐためにも、フェンスを高くすべきではと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>篠隈新道防災緑地公園につきましては、過去にボールの飛び出しがあったため、現在のフェンスを設置しております。また、本町都市公園内でのボール遊びは禁止としてない状況でございます。</p> <p>議員おっしゃいますとおり、フェンスを高くすれば、公園外にはさらに飛び出しにくくなると思われま。</p> <p>しかし、そうすることで子どもたちは、フェンスめがけて思いっきり躊躇せず、より力を入れてボールを飛ばすようになります。そのようなことになれば、先ほど議員おっしゃいましたとおり、多くの子どもさんたちがこの公園で遊んであります。</p> <p>現在は転がす程度のボール遊びでありますけど、公園内で遊ぶ他の子どもたちや幼児に危険を及ぼすことが危惧されます。そして結果的にはですね、ボール遊び自体を禁止することにもなりかねません。</p> <p>なので、フェンスを高くするのではなく、ソフト対策として、先ほどおっしゃいました、公園内にボール遊びの注意看板を設置したり、また、学校での指導を依頼し、子どもたちに公園使用時のマナーについて学習を行っております。</p> <p>このほうが多くの皆さんが安心して安全な公園を利用できるというふうを考えております。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>お願いには下段に、「公園敷地内における事故、盗難等につきましては、一切責任を負いかねますのでご了承ください。」とも書かれています。</p> <p>ボールが外に出て、事故に繋がった場合、公園敷地外になるわけですが、町が責任を負うことにはなりません。すべてボールを誤って外に出したお子さん、その家族に賠償責任が発生します。</p> <p>そうならないためにも、リスクを少しでも減らすためにも、フェンスをもう少し高くすべきと思いますが、町長の見解をお尋ねします。</p>
議長	田頭町長

町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、都市計画課長と打ち合わせの上の答弁でもございます。</p> <p>公園それぞれに目的を持っておりまして、名のとおり防災公園でもございます。スポーツを大いにやるならば、ぜひぜひ、ちょっと遠いと言いますか、ある面で近い、ぼぼろもでございます。そういったところを活用していただいて、大いに伸び伸びとスポーツをやっていただきたい、そのようにも考えます。</p> <p>本当に1メートル高くすることによって防止できるかと、これまた約束できない話だろうと、そのようにも考えますので、ぜひ、公園の趣旨、また多くの皆さんがあの公園を利用するというような意味合いからしてもご理解をいただきたいと。</p> <p>子どもたちには、ぜひぜひ活発に、運動場なり、ぼぼろで遊んでいただきたいと思うところです。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>筑前町の町民憲章には、「私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。」「私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。」とあります。</p> <p>ひとたび事故が起こったら、子どもの笑顔は取り戻せないということを申し述べ、次に進みます。</p> <p>次に、幼保無償化への対応について、お尋ねをいたします。</p> <p>幼児教育・保育を一部無償化する改定、子ども子育て支援法が5月10日、参院本会議で成立したことは、皆さんご承知のとおりです。</p> <p>幼児教育・保育の無償化は、安倍首相が2017年の総選挙前に、選挙目的で打ち出したもので、今年10月からの実施を狙う消費税率10%への引き上げを財源としています。</p> <p>安倍自民・公明政権は、幼児教育・保育の無償化を謳い、宣伝しようとしていますが、その中身は、子どもの権利を保障するためのものではなく、今後の無償化や保育施設の拡充を進める際にも、消費税のさらなる増税が迫られかねないなど、数多くの危険を含んでいると言えるのではないのでしょうか。</p> <p>消費税は、低所得者ほど重くのしかかる逆進性があり、経済的困難に苦しむ世帯をより一層追い詰める悪税です。</p> <p>その上、保育料は所得に応じて傾斜配分されており、住民税非課税のひとり親世帯などの保育料は免除されているため、低所得者層には無償化の恩恵は、極めて限定的か全くなく、消費税増税による痛みだけが押し付けられることとなります。</p> <p>そこでお尋ねしますが、今回の無償化の対象は、3歳から5歳児と0歳から2歳児は住民税非課税世帯となっています。住民税非課税世帯の現行の保育料の保護者負担はいくらなのか、また、保育所の副食費は、これまで保育料に含まれていたのですが、今回、無償化の対象外となっています。現行の保育料に含まれている副食費相当分はいくらなのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の無償化制度につきましては、現在、国から県への全都道府県への説明会が5月末にあつておりまして、県全体への説明会が本日行われます。</p> <p>そのような段階ですので、ちょっと今回のご説明につきましては、国の内閣府のホームページでも公表されています内容となりますので、ご了承いただきたいと思えます。</p> <p>まず、最初のご質問ですけれども、住民税非課税世帯の現行の保育料は、というところでのご質問の回答です。</p>

	<p>筑前町におきまして、この保育料は、子ども子育て支援法に基づき、筑前町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例、及び同条例の施行規則の定めにより、市町村民税所得割課税額に応じ、生活保護世帯を含めまして、国は8階層に区分しておりますけれども、町では全体で12階層に区分し、月額保育料を徴収基準によって定めております。</p> <p>現行の0歳から2歳児の保育料で、市町村民税非課税世帯は月額9,000円となっております。3歳以上に関しましては6,000円となっております。</p> <p>また、副食費についてのお尋ねです。</p> <p>副食費につきましては、公定価格により保育料の一部として、現在保護者から4,500円の徴収をされております。</p> <p>この副食費の規定につきましては、子ども子育て支援制度の支援法の新制度では、保育の必要性を認定した保育の必要量、施設の状態などを基礎にしまして、施設を運営するために必要となる費用を計算した上で、国が定める基準によって算定されたものを公定価格と言っております。</p> <p>市町村の確認を受けた施設事業の利用にあたりまして、この公定価格をもとに、町の委託を受けた保育所に対しまして財政支援を保障していくもので、保育所への委託料として支払いをしております。</p> <p>この国が示す公定価格により副食費については、1人月に4,500円とされており、保育料の中に副食費として保護者から徴収しております。</p> <p>これが現在の現状でございます。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	無償化対象の子どもたちで、4,500円の副食費の免除はあるのか、その対象世帯は何件あるのか、お尋ねします。
議長	こども課長
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>徴収の副食費の免除対象者でございますが、現行では、生活保護、里親、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯、また、在宅の障害者がいる世帯などの一部及び第3子以降の副食費が免除されております。これは、無償化制度になりましても、引き続き継続されます。</p> <p>無償化制度が開始になりますと、低所得者世帯、年収360万円未満相当の世帯の第1子についても拡大されてきますので、無償化により3歳以上では、年収360万円未満相当の世帯では、第1子からすべてが免除されることとなります。</p> <p>3歳未満につきましては、現行のとおりということですので、副食費は保育料に含まれ、保護者負担ということで徴収となります。</p> <p>ただ、住民税非課税世帯につきましては、保育料の無償化対象になりますので、副食費それから主食の負担はないことになっております。</p> <p>すみません。件数については、今回持ち合わせておりませんので。</p>
議長	河内議員
河内議員	次に、2020年度以降の減額分の町負担額は、私立4分の1、公立10分の10となっておりますが、金額的にはどのくらいになるのか、お尋ねいたします。
議長	こども課長
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町の保育料の収入が、民間保育所全体ででございますが、概算ですが、年間約1億3,500万円となっております。</p> <p>3歳から5歳の保育料の収入が、その内7,630万円、これが無償化によりまして0となります。</p>

	<p>無償化により、新たにこの分で、町が負担する金額としましては、私立保育園については、4分の1が町が負担することになりますので、1,910万円程度になります。</p> <p>公立保育所分についてですが、こちらも概算ですけれども、年間で約3,200万円が保育料の収入となっております。その内の3歳から5歳の保育料収入が約1,810万円、これが0となります。</p> <p>無償化による新たな町の負担としましては、国は、公立分は10分の10、すべて町の負担となりますので、この1,810万円が町の負担となります。</p> <p>合わせまして約3,720万円、4,000万円前後というところが町の負担額になるかと思えます。以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>3,700万から4,000万ということです。</p> <p>改定法では、無償化に係る市町村の負担割合が、対象施設によって異なることは、先ほど述べたとおりです。これでは公立保育所が多いほど、自治体の負担が増えることとなります。</p> <p>保育経験を長年積み重ねてきた公立保育所は、研修や相談先、支援が必要な事例の受け入れなど、保育の質を確保する上で重要な役割を果たしています。また、自治体の指導監督や巡回指導の人材の供給源としても欠かすことはできません。</p> <p>ところが、公立保育所の運営費が一般財源化された2004年以降、公立保育所の施設数は激減し、公立保育所に勤務する保育士数も、過去14年間で8割に減少しています。</p> <p>この上、無償化でさらに市町村の負担を増やせば、民営化がさらに加速し、自治体が保育に責任を負う公的保育制度が後退することは避けられないのではないのでしょうか。</p> <p>町長にお尋ねします。</p> <p>現在筑前町には公立保育所は、美和みどり保育所の1園のみとなっています。今後美和みどり保育所をどのような形態にと考えておられるのか、見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>ご承知のように、合併時には2つの公立保育所がございましたが、1カ所については、今の状況になっているところでございます。</p> <p>ただ、子育ての重要性という認識が全国的にまた高まってまいりましたし、その必要性は実感するところでもあります。</p> <p>その意味からしても、1つの公立保育所は必要なんだと。ぜひ、他の保育所等とのですね、でき得ないような課題をも担うべき存在であるべきだろうと。そのような考え方のもとで、存立のもとに充実した施設の環境整備に努めていきたいと、そのように考えます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>次に、施設の受け入れ体制について、お尋ねをいたします。</p> <p>無償化に伴い、入所、入園の希望が増えるのではと予想されますが、現行施設、保育所5園、幼稚園5園での受け入れ体制、定員でカバーできるとお考えなのか、見解をお尋ねします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町の現在の入所状況から説明したいと思います。</p> <p>筑前町の保育所の待機児童数が、平成29年度からが出始めた現象です。</p>

	<p>29年度に開所いたしました90人定員の保育所と、その他の保育所への定員増を協議いたしまして、この2年間で民間保育所2カ所の協力により、合計20人の増員が確保できました。また、定員枠を超え、施設受け入れ枠いっぱいでの対応にご協力いただいております。</p> <p>また、企業主導型保育園の開設が30年にあり、企業のご協力により、従業員以外の地域枠の確保も可能となっております。</p> <p>公立の美和みどり保育所においては、民間の保育所や幼稚園などに入りにくい障がい児と発達の気になる子を積極的に受け入れ、今年度は医療的ケア児の受け入れも行い、入所希望児童の受け入れを行っております。</p> <p>しかし、本年4月1日で、保育所の待機児童数が33名で、県へ報告しております。この内0歳から2歳までが26人、3歳以上が7名となっております。昨年に比べ3歳以上が増加しており、やはり無償化の影響があると考えております。</p> <p>この傾向は近隣の市町村も、同じような傾向であることを確認しております。</p> <p>現行の施設での受け入れは、ほぼいっぱいの状況で、本年度の途中入所は、すべて入所を待っていただく状態が現状です。</p> <p>今後の方向性についてですけれども、今年度中に、子ども子育て支援事業計画後期計画を策定する予定ですので、その中で子育てや保育のニーズ調査結果、保育施設や地域の子育て情報など、人口推計などから長期の保育ニーズについても分析し、施設整備検討への方向性の協議を十分に行っていきたいと思っております。</p> <p>また、企業主導型保育につきましても、相談を受けた事業所も数件ありますので、その情報収集や相談対応と、また3歳未満児の小規模保育所の開設、また、町内の幼稚園への2歳児受け入れなど、既存施設への働きかけも行っていきたいと思っております。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>待機児童を解消するための認可保育所の整備、保育士の配置基準や処遇の改善は待ったなしの課題です。すべての子どもに良質な幼児教育、保育を、費用の負担なく提供するというのなら、その財源は、所得税や法人税などの応分負担で、公正な税制によって賄われる必要があるということを申し述べ、次に進みます。</p> <p>次に、子ども医療費助成制度の更なる拡充について、お尋ねをいたします。</p> <p>子ども医療費の助成制度については、筑前町では、子育て支援の一環として、これまでも取り組んでいただきありがたく思っているところです。</p> <p>平成30年4月1日現在、福岡県下では、入院が中学生まで自己負担なしの完全無料化という自治体が24自治体、通院は14自治体、18歳年度末まで入院助成をしている自治体が4自治体、通院助成はみやこ町と築上町の2自治体となっております。</p> <p>筑前町でも完全無料化と18歳年度末までの助成をぜひ進めていただきたいと思います。見解をお尋ねいたします。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>同様の質問が、平成30年3月定例会においても質問されておりますが、子ども医療費助成に係る増額の関係でございます。</p> <p>本来、国保の減額調整が行われている部分にもかかわる部分でございますけれども、本来、全国自治体から国保の部分の減額措置全面廃止を要望しているというのは、議員ご承知のことだと思っております。</p> <p>ですので、こういうことから、子ども医療費に対します助成制度については、国が子育て支援の観点から、全国一律に国の制度として確立すべきものだというふうにも考えております。</p>

	<p>子どもの医療費助成、疾病の早期診断と早期治療を促進し、医療費の抑制効果、子育て世代の負担軽減を図り、少子化対策にも繋がるものというふうにも考えられますし、そういった部分につきましては、ぜひ、国でも考えていただきたいと思っております。</p> <p>現在、本町におきまして、その影響を受けております医療費助成におきまして国庫負担金の減額調整措置分につきましては、29年度から国保特会のほうに繰入れを行っておりますけれども、未就学児までの分につきましては廃止が決定されております。</p> <p>その部分が約230万、31年度ベースでは約230万ほどではないかということで推測はしておりますけれども、議員が要望されております子ども医療費助成拡充の18歳までとしますと、先ほど申されましたように、県内60市町村のうち、31年4月1日現在で、県内自治体2市3町の5自治体となっております。</p> <p>平成30年度からこの自治体数は変わっておりません。まだ18歳までとする部分につきましては、まだ県内でも少ない状況でもございます。</p> <p>また、本町での財政的のことばかり申し上げて申し訳ございませんが、子ども医療費助成事業の一般財源につきましては、31年度当初予算ベースで約5,500万でございます。</p> <p>議員ご承知のとおり、本町一般財源につきましても、厳しい財政状況でございます。限られた一般財源の中で優先順位を付け、予算措置をしていかなければならないことも当然のことだと思っております。</p> <p>29年度までの減額されておりました未就学児の分の31年度予算ベース、先ほど申しました約230万円というのは確かになくなっておりますけれども、未就学児以外の医療費助成事業部分での減額措置は、まだ継続がされております。</p> <p>毎年実施している子ども医療費助成事業に多額の一般財源を、毎年確保しなければならないという状況の中、本町におきましては27年度と28年度に、独自の助成対象を拡大している部分もございます。</p> <p>全国知事会はじめ関係機関から、子育て支援の観点も含めまして、医療費助成を行った場合の、国保に限りますけれども、減額措置を廃止するとともに、全国一律の制度を創設するということが提言されております。</p> <p>そういったことから含めまして、本町におきましても、これ以外に、インフルエンザの予防接種事業など、ほか子ども対策支援策も行っている状況でもございます。</p> <p>前回の3月と同じような回答になりますが、今後の国の動向や県内及び近隣状況を見ながら、少子化対策の視点も含めまして、引き続き研究課題として捉えさせていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>全国保険医団体連合会の調べでは、医療費は無料化しても横ばいで推移しており、逆に夜間診療の減や適切な歯の治療がなされ、長期的には医療費を押し下げる効果がある。また、慶應義塾大学の調べでは、通院の無料化は、高額な入院の5%もの件数の削減にも繋がっている。医療費の助成は良い事だらけという評価が、こうした専門家の一致した意見であるということを示し述べ、次に進みます。</p> <p>最後に、主要農作物種子法廃止により、生産者はどのような影響を受け、それに対する対応策は、ということで質問をいたします。</p> <p>皆さんご承知のように、主要農作物種子法、いわゆる種子法が制定されたのは1952年、昭和27年です。</p> <p>当時は慢性的な食糧不足で、それを補うために優良な種の開発、普及が必要でした。そこで稲、麦、大豆の品質を管理し、安定的に供給できるよう全国に義務付けたのが、この法律でした。</p> <p>言い換えれば、種子法が米の種を守る役割を果たしていたため、安心・安全な美味</p>

	<p>しいお米を作ることができたし、私たち消費者も安心して食することができたと言えるのではないのでしょうか。</p> <p>種子法の廃止により、民間の種子会社あるいは外国の大種子メジャーが進出して、種の作付け者の取得に乗り出してくることは間違いありません。そうすれば、おのずと種の値段が高騰し、供給の安定性が崩れていく懸念が生じます。</p> <p>インドでは、外国の大種子メジャーによる遺伝子組み換えのBTワタを導入しましたが、綿の不作や病気が発生し、収穫が思った以上には増えず、綿花農家は借金に追われ、マハラシュトラ州では2002年から2012年の10年間で17万人もの自殺者が出たということです。大変な事態です。</p> <p>米や麦、大豆がインドの綿のようになってはなりません。この種子法廃止によって、生産者はどのような影響を受けるのか、また、それに対する対応策は考えているのか、お尋ねをいたします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>種子法の制定背景等につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございます。平成30年3月末をもってこの法律は廃止をされたところでございます。</p> <p>このことにより、都道府県の種子生産が後退するのではないか、あるいは種子生産の予算を確保する際の根拠がなくなるのではないかという議論が国会で行われまして、参議院の農林水産委員会においては、都道府県の種子生産の予算確保、種子の品質確保などを求める付帯決議がなされたところでございます。</p> <p>福岡県におきましては、福岡県農林水産業・農山漁村振興条例の中で、主要施策新品種の開発並びにその普及に必要な施策を挙げられておるところでございます。</p> <p>また、今回の種子法の廃止に伴い、米、麦、大豆等の優良品種の安定供給に取り組むために、種子の生産計画の策定、異品種混入の防止のための審査について、基本要綱が定められておるところでございます。</p> <p>また、福岡県におきましては、昨年4月以降農協及び生産者に対する説明会を実施され、特に生産者に対しては、現地の講習会や種子生産部会などの会議などを通じて説明を行うとともに、チラシを作成し、周知を図られたところであり、引き続き農協や関係機関を通じて、基本要綱の周知に努められているとともに、基本要綱に基づいて、優良品種の安定供給を図っていくこととされておるところでございます。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>今年の1月25日付、日本農業新聞によりますと、条例を既に制定したのは、山形、埼玉、富山、兵庫の5県、来年度つまり令和元年度の施行に向け準備しているのは、北海道、福井、長野、岐阜、宮崎の1道4県と報道されています。</p> <p>福岡県はというと、先ほど課長が述べましたように、要綱を定めて、廃止前と同じく米、麦、大豆の生産及び供給を行ってはいけるものの、ずっと継続されるという保証はありません。</p> <p>農業を基幹産業としている筑前町です。町として、県に条例化を求めるべきではと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、議員の質問の中にも、また、課長の答弁の中にも、福岡県下の自治体において、意見書が提出されたということでもございます。</p> <p>そういった状況を十分踏まえながら、本町にとって農業は極めて重要な産業でございますので、町村会等で意見を取りまとめてですね、私どもは意見書を提出するよう</p>

	な提案権は持ちませんので、ぜひ、議会のほうは議会のほうで協議いただき、執行部のほうといたしましては、町村会等を通じて県の動向を注視し、必要であれば要望していきたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	<p>元来種子法廃止の背景にはTPP、環太平洋連携協定があると言われていました。TPPにおいては、自由な競争を阻害する非関税障壁になるそうです。障壁打破が種子法廃止に繋がっていると言えるのではないのでしょうか。</p> <p>国会では、昨年4月19日に、立憲民主党、日本共産党など野党6党が、主要農作物種子法復活法案を提出しました。また、福岡県下でも今年、2019年2月2日に、福岡県主要農作物種子条例の制定求める市民の集いが、筑紫野市生涯学習センターで開催されました。この集いの賛同人には、今回の統一地方選挙で新しく県議に当選された中嶋玲子県議も名前を連ねています。</p> <p>また、3月16日には、元農林水産大臣で弁護士の山田正彦氏の「さあ、種の話しましょう」という演題での講演会がピーポート甘木で開催されました。</p> <p>私もこうした広範な方々と手を携えて、種子法復活、県条例の制定に向け、微力ではありますが、力を尽くすこととお約束して、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
議 長	続きまして、10番 山本久矢議員の一般質問を行います。 10番 山本久矢議員
山本議員	<p>通告書に基づいて、質問を行いたいと思います。</p> <p>小中学校のクラブ、スポーツ少年団の支援状況はと、そういうふうに書いておりますが、主にスポーツ少年団関連の質問になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>筑前町、いろんなスポ少があります。主にと申しますか、全国大会とかいろんな九州大会とか行かれていますクラブもあると思ひます。</p> <p>その中で、各県持ち回りの全国大会等もあると思ひますが、固定された体育施設また、そういうこともあると思ひます。</p> <p>主に全国大会に行かれた個人、団体として、空手、少林寺、またバレーの場合は選抜とかあります。弓道、他にもあると思ひますが、その中で私も代々木体育館とか京都、大阪へも総合体育館なり応援に行ったりしております。</p> <p>子どもたちが一生懸命頑張っている、成績はともかく一生懸命頑張って、全国大会の雰囲気味わえると、その経験だけでもすばらしいと思ひしております。</p> <p>一番いいのは優勝なり入賞するのが一番よろしいかと思ひますが、また子どもたちの励みにもなると思ひますが、それでお尋ねをいたします。</p> <p>スポーツ少年団の支援、補助金等の状況をお尋ねいたします。</p>
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町スポーツ少年団、19団体ございます。補助金の交付や施設利用をですね、無料にして支援を行っている状況でございます。</p> <p>平成30年度につきましては、1団体当たり11万8,000円、令和元年度から団員の人数割を導入し、基本1団体当たり9万3,000円、足す1,200円、掛ける団員数として補助を交付いたします。</p> <p>その他といたしまして、筑前町スポーツ少年団単独の主催事業に関しまして、事業費の2分の1、最高3万円の補助を行っているところでございます。</p> <p>先ほど議員のほうからご質問がありました、全国大会出場につきまして、筑前町全国規模大会出場補助金交付要綱を定め、宿泊費や旅費の一部の補助を行っております。</p>

	<p>す。</p> <p>旅費、宿泊費等の2分の1、上限は1人当たり2万円としております。2万円掛ける、例えば5名出場であれば10万円と、10名以上の団体につきましては、原則として20万円までを補助というところで要綱を定めているところがございます。</p> <p>選抜出場の件も質問がございました。</p> <p>選抜出場に関しましては、通常であればですね、県等の補助がございますが、ない場合は、県または協会の会長の証明ですね、を提出いただくことにより、筑前町のほうから補助を行っている状況でございます。</p> <p>また、町外の方ですね、スポーツクラブ等に加入している個人の、全国規模の参加につきましても補助を行っております。</p> <p>直近の実績といたしまして、平成30年度に全国小学生・中学生アーチェリー選手権、また、全国JOCジュニアオリンピック夏季大会、水泳の出場された個人に対して補助を行っております。以上でございます。</p>
議長	山本久矢議員
山本議員	今の説明で分かりましたが、それに付き添うというか、団体によって違うかもしれませんが、監督さんとかコーチ、その方たちへの補助金等はあるのでしょうか。
議長	生涯学習課長
生涯学習課長	<p>お答えいたします。</p> <p>対象となる範囲といたしまして、全国規模大会の出場選手はもちろんのこと、監督及びコーチまでで、原則として出場者のほうの名簿ですね、監督者として載せられる1名の方に対して助成という制度を、要綱として定めております。以上です。</p>
議長	山本久矢議員
山本議員	<p>先ほどの質問の中のお答えとして、1人当たり2万円と上限が、ということですが、これは、どこでというか、会場が東京辺りと、また広島、山口とか辺りで、そこで大会が、各県持ち回りの大会があると思うんですね、団体によってはあると思います。</p> <p>それで、近県であった場合は、補助金は同じですか、それとも割合で計算されるのでしょうか。</p>
議長	生涯学習課長
生涯学習課長	<p>お答えいたします。</p> <p>近県関係につきましては、実際の補助金の交付要綱のほうはですね、旅費、宿泊費の2分の1相当としております。</p> <p>例えば近県であって、宿泊を要さない等ございましたときの旅費ということであれば、例えば5,000円の旅費がかかりました。その場合の2分の1、最大の上限が2万円という形で交付となっております。以上でございます。</p>
議長	山本久矢議員
山本議員	<p>それで理解いたしました。</p> <p>しかしですね、この割合と言いますか、上限2万円ということで、一生懸命子どもたちも頑張って、また監督さん、コーチ、また仕事が終わってからの指導なり大変だと思います。</p> <p>できたら見直しと言いますか、補助金等の見直しなり、何%ちょっとアップしましょうかと、いろんな予算部分でどうしてもお金が要ることですからですね、そこ辺は分かりませんが、やっぱり出場する子どもたち、特に子どもたちですね、に対しても見直しを、要するに補助金の見直しをしてほしいなと思います。</p> <p>また、もちろん監督さん、コーチもそれだけの負担がかかっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>

	<p>次の質問に入ります。</p> <p>3番目の、成績が優秀な、全国大会で入賞なり優勝といった場合に奨励金と言いますか、祝い金的な部分であるのでしょうか。</p>
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	<p>お答えいたします。</p> <p>奨励金制度につきまして、成績等に応じた個人や団体に対しての一時金的な奨励金はありません。</p> <p>先ほど全国大会出場関係の補助金というところのご説明のほうをいたしました。が、他市町村の状況等につきましても、そういった全国大会に対しての補助金という部分を奨励金制度として行っている自治体がほとんどでございます。</p> <p>ちなみに調べましたところ、賞賜金という形で、好成績を収めた場合にということで、一時金を設けている自治体もございました。</p> <p>今後他市町村の状況等を確認しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
議 長	山本久矢議員
山本議員	<p>今の説明で分かりましたが、他市町村にそういう賞賜ですかね、そういう制度があるということで、ぜひ筑前町もですね、できるだけいい方向で、そういう部分で出せるような、ぜひ検討していただきたいなと思います。</p> <p>また、子どもたちなりコーチ、監督なりの励みというか、にもなると思います。やっぱり頑張らないかんということで、しっかりやっていただいております。</p> <p>ですので、いい方向で考えていただきたいと思います。</p> <p>将来の筑前町を担っていく子どもたちのためにもですね、やっぱり筑前町に住んでよかった、スポーツやってよかったと言えるような、思えるようなですね、子どもたちを育てていきたいと思いますので、何卒よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>これで、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	これで、10番 山本久矢議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	<p>これにて一般質問を終結します。</p> <p>本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。</p>

(1 1 : 5 1)